

基山町使用料・手数料 見直しの基本方針

基 山 町

令和5年8月

(目 次)

I 基本的考え方

1 使用料・手数料収入の現状	1
2 受益者負担の原則	1
3 統一的な算定ルール確立	1
4 減免規定の見直し	2
5 見直し周期	2
6 この基本方針によらないもの	2

II 使用料・手数料の算定基準

1 使用料の算定	2
(1) 使用料の原価に算入する経費	2
(2) 原価の算定	3
(3) 統一単価の設定	3
2 手数料の算定	3
(1) 手数料の原価に算入する経費	3
(2) 原価の算定	3
3 負担割合	3

III 減免の基準

1 使用料の減免の基準	4
(1) 免除の基準	5
(2) 減額の基準	5
2 手数料の減免の基準	5

IV その他

1 単位	5
2 時間による利用区分	5
3 冷暖房使用料、照明設備使用料	6
4 営利目的の場合の使用料	6
5 町外利用者の使用料	6
6 一定額以上の入場料を徴収する場合の使用料	6
7 設定料金の調整	6
8 改定基準	6
9 施行及び適用時期	6

基山町使用料・手数料見直しの基本方針

I 基本的考え方

公共施設の使用料や証明書発行等の手数料については、平成25年12月に策定した基山町使用料・手数料見直しの基本方針の算定方法に基づき、近隣類似施設や近隣市町も参考にしながら金額を設定しています。

現在の使用料・手数料については、平成26年度、平成29年度及び令和2年度にそれぞれ見直しを行っている状況です。

今後においても、利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように、「受益者負担の原則」「統一的な使用料算定ルールの確立」「減免規定の見直し」を三本柱として、使用料・手数料の見直しを実施するため、基本方針を策定します。

1 使用料・手数料収入の現状

現在、条例等に基づき使用料を徴収している施設としては、保健センター、町民会館、総合公園多目的運動場、総合体育館、町営球場、テニスコート、学校体育館、多世代交流センター憩の家等がありますが、使用料の額の見直しについては、原則として3年ごとに実施しています。

また、手数料を徴収している代表的なものは、印鑑登録証等の発行等に係る事務です。

使用料・手数料収入が行政コスト（人件費＋物件費＋減価償却費）を下回っている場合、施設の運営や証明事務等に係る費用が町民全体で負担する「税金」と利用者が負担する「使用料」や「手数料」により賄われると考えれば、税金による負担割合がより高いことを示しており、一度も利用しない町民の方は、費用のみ負担し、利益を授受しないという不公平が生じていることになります。

もし、このような状況があれば、施設の運営や証明事務等に係る費用について、利用する人がその利益（効用）に応じた負担をすることが適当であるという「受益者負担の原則」からみると、適切な状況とは言えません。これらのことから、現在の使用料・手数料の設定等について再確認や見直しの必要があります。

2 受益者負担の原則

受益者負担の原則に立った基準の確立の必要があります。

3 統一的な算定ルールの確立

統一的な算定ルール確立の必要があります。

4 減免規定の見直し

これまで、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動の支援・推進のため、使用料の減免の制度を実施しており、また手数料につきましても、減免の規定を設けております。

しかし、本来的な負担の公平性を損なう恐れもあり、受益と負担の公平性を保つため、統一的な減免基準を設定します。

5 見直し周期

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料・手数料の見直しは原則として3年毎に実施します。

6 この基本方針によらないもの

本町独自での使用料・手数料の設定が困難なもの等、以下に掲げるものは、この方針によらないことができるものとします。

- (1) 国、県等の規定による基準を用いて算定しているもの
- (2) 一部事務組合や広域連合等により統一料金設定等の処置が講じられているもの
- (3) その他特別の事情があると認めるもの

II 使用料・手数料の算定基準

1 使用料の算定

使用料算定の基本算定式は、次のとおりとします。

使用料＝原価×負担割合

(1) 使用料の原価に算入する経費

適正な負担を求める使用料には、下記のとおり施設の経常的な維持管理に係る経費を算定します。

ア 人件費：職員給料、職員手当、共済費

イ 物件費：賃金等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他施設の維持管理・運営に係る経費

ウ 減価償却費：修繕料、その他施設の維持補修に係る経費は、原価に算入すると年度間で開きが大きいとため、年度間でバラツキがない減価償却費を定額法により原価に算入します。

町営球場などの主たる使用目的が構造物のない施設は、その整備費（工事費等）を減価償却費と同様の取扱いとして算定します。

- ・人件費、物件費は、直近3年間の決算額の平均を用います。
- ・当該施設の維持管理や貸出業務に係る分のみを算入します。
- ・複合施設の場合、当該施設分のみを算入します。
- ・冷暖房にかかる経費は利用者負担とし、物件費から差し引きます。

(2) 原価の算定

使用料の原価の算定は、次の算式のとおりとします。

$$\text{原価} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} \times \text{貸出面積} \times \text{使用時間}$$

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} = \frac{\text{行政コスト (人件費 + 物件費 + 減価償却費)} \div \text{貸出対象総面積}}{\text{年間使用可能時間}}$$

(行政コストを利用者だけですべて賄うとした場合の単価です。)

(3) 統一単価の設定

施設の機能が同様の施設については、統一の単価（1 m²当たりの時間単価）を用いて使用料を算定します。

2 手数料の算定

手数料算定の基本算定式は次のとおりとします。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

(1) 手数料の原価に算入する経費

適正な負担を求める使用料には、下記のとおり施設の経常的な維持管理に係る経費を算定します。

ア 人件費：職員給料、職員手当、共済費

イ 物件費：賃金等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他施設の維持管理・運営に係る経費

(2) 原価の算定

手数料の原価の算定は、次の算式のとおりとします。

$$\text{原価} = 1 \text{ 分 当りの人件費} \times \text{処理時間 (分)} + (\text{物件費} \div \text{年間処理件数})$$

3 負担割合

使用料の対象施設は多種多様であるため、一律の受益者負担の原則だけで料金を設定することは困難です。

そこで、施設の性質に応じて下図のとおり受益者負担割合を設定し、利用者に応分の負担をもとめることで、利用する町民と利用しない町民間の公平性を確保

します。

また、手数料についても、使用料に準じて負担割合を設定します。

基礎的

非市場的	
生活に不可欠なもので、行政が提供する必要があるもの 受益者負担 0 % 図書館	生活を快適にするもので、行政が提供する必要があるもの 受益者負担 5 0 % 町民会館、 社会体育施設
生活に不可欠なもので、行政以外でも提供できるもの 受益者負担 5 0 % 福祉施設	生活を快適にするもので、行政以外でも提供できるもの 受益者負担 1 0 0 % トレーニングルーム

市場的

選択的

Ⅲ 減免の基準

1 使用料の減免の基準

使用料の減額・免除規定は、施設の利用促進などに一定の効果を上げています。

しかしながら、利用のほとんどが減額や免除となるような制度は、本来の負担の公平性を損なう恐れがあります。

公の施設は、公共の福祉の向上を図るための施設であり、町民が利用しやすいような低廉な使用料を設定しており、施設使用の対価であることから、原則は、全額負担が基本です。

そこで、だれから見ても減額や免除の必要性を納得する範囲を限定するとともに、減額については、受益者負担と公費負担を等分とすることが、限界と考え、最高50%とします。

しかしながら、基準をそのまま適用することが無理である場合には、施設ごとの事情を勘案し、基準を大きく逸脱することのない範囲で施設ごとに規程を設けるものとします。

(1) 免除の基準

- ・町が主催するとき
- ・指定管理者が施設の管理目的で利用するとき
- ・町内の各種団体が町の行政活動へ協力し、業務の代行、補完的な活動目的で利用するとき
- ・町立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校がカリキュラムの中で利用するとき
- ・その他特別の事情があると認めるとき

(2) 減額の基準

- ・町（町が設置する附属機関等を含む）が共催するとき
- ・町内の社会福祉団体、行政区及びその組合、社会教育団体等がその団体の本来の目的のための活動で利用するとき
- ・その他特別の事情があると認めるとき

2 手数料の減免の基準

使用料と同様に減免制度の統一を図ることとし、減額、免除する範囲は、できるだけ限定します。特別の事情がある場合は、個々の事情を勘案しながら、基準を大きく逸脱しない範囲で、個々に規定を設けるものとする。

(1) 減免の基準

- ・地方公共団体が行政目的に必要とするとき
- ・基山町手数料条例等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- ・その他特別の事情があると認めるとき

IV その他

1 単位

料金設定は、時間単位を基本とします。

また、厳密に使用料を算定すれば円単位となりますが、徴収事務が煩雑になるなどのことから、10円単位とします。

2 時間による利用区分

これまでは、一部の施設では、「午前・午後・夜間」の利用区分により、使用料を設定しているものもあります。引き続き3つの利用区分を設定する場合も、その料金設定は、時間単価を基本とし、それぞれの区分の最大可能利用時間に対応した額とすることを基本とします。

3 冷暖房使用料、照明設備使用料

冷暖房を使用する場合は、基本料金とは別に冷暖房使用料を設定します。

また、照明設備を使用する場合も同様に、基本料金とは別に照明設備使用料を設定します。

使用料の金額は、冷暖房機器の能力や照明設備の消費電力を基本として算定します。

なお、燃料や電気料の高騰により算定額が現行の金額より著しく高くなる場合は、受益者負担の増加を抑えるため、改定基準に拘わらず、現行金額の据置を行うことができますこととします。

4 営利目的の場合の使用料

営利目的の場合の使用料は、基本料金に相当額を加算するものとします。

5 町外利用者の使用料

公共施設は町民が優先してサービスの恩恵を受けるべきであるという考え方から、町外利用者には、町民料金に相当額加算した額とし、使用許可もできるだけ町民への優先措置を講ずるものとします。

6 一定額以上の入場料を徴収する場合の使用料

一定額以上の入場料を徴収する場合は、基本料金に相当額を加算するものとします。

7 設定料金の調整

使用料の見直しの際に、地域性や近隣自治体の類似施設の使用料を考慮し必要がある場合は、調整を行います。

8 改定基準

算定額と現行の額に100円以上の乖離がある場合に、改定を行うこととし、改定予定額が、著しく高くなるものについては、利用者の負担の増加に配慮し、現行料金の1.5倍を上限とします。また、消費税については、算定額に含まれているものと見なし、税率改正のみによる額の変更は行なわないこととします。

9 施行及び適用時期

この基本方針は、令和5年8月15日から施行し、令和6年度以降分の使用料・手数料について適用します。